

○議長 辻本 一夫君

次に10番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

10番、妹川です。

通告書に基づいて、説明していきます。

件名1、二十歳のつどいの在り方について。

二十歳のつどいは、新成人が社会の一員としての自覚を深める、人生の節目を祝う重要な式典です。本年は、例年行われている町民会館ではなく、総合体育館サブアリーナにおいて実施されました。ついては、当該式典の意義及び今後の在り方について伺います。

要旨1。二十歳のつどいの目的及び位置付けについて、教育委員会はどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、二十歳のつどいの目的及び位置づけについてお答えいたします。

二十歳のつどいは、芦屋町及び芦屋町教育委員会の主催で、未来を担う若者たちの成長と、社会参加を祝うことを目的に実施されています。

また、二十歳を迎える若者に対して、社会の一員としての自覚を促し、社会のルールや責任への再認識、未来への希望を持ってもらうことや、地域の方たちや恩師の方たちからの励ましや温かなメッセージを通じて、地域の中での絆やつながりを改めて感じていただく、地域社会における節目の行事と位置づけております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

近年、二十歳のつどい、いわゆる成人式について、行政が一方的に内容を決定する従来型の式典ではなく、当事者である新成人が主体となって、企画運営に関わる、実行委員会方式が県内外で複数自治体において、制度化されています。

それに基づいて、新成人主体の式典実行委員会の方式を採用している、県内の自治体の事例についてお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

まず、二十歳のつどいなどの行事を実施する際に、実行委員会方式を導入している福岡県内の自治体数について、毎年福岡県教育委員会が実施している、成人の日行事調査の令和7年度調査結果を基にお答えいたします。

令和7年度、つまり今年度は県内60市町村のうち、19市町が実行委員会形式を導入して開催しています。なお、実行委員会単独での主催はなく、市町村や教育委員会と共同で主催者となっております。

次に、実行委員会の内容ですが、方式を導入している近隣の市町に聞いたところ、実行委員は、その年に二十歳になられる方々で、公募や町内の中学校からの推薦などで選ばれている自治体が多く、開催までに6回から7回程度、会議を行っているとのことでした。また担っている主な役割は、自治体によって様々ですが、二十歳のつどいの式典や催物、記念品の内容の決定のほか、会場準備、司会、受付など、当日の運営に携わっていらっしゃるとのことでした。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

タブレットに、もう掲載しておりますが、御覧になっていただきたいと思います。傍聴者の方には、縮小版ですけれど、こういうものを配布しておりますので御覧ください。

これは直方市の公式ホームページに掲載されていた、二十歳のつどい実行委員会募集のチラシです。二十歳のつどい実行委員会とはとか、そういう形でホームページに出ておりました。

今60自治体のうちの19市町村と言われましたが、北九州市、行橋市、宮若市、大野城市、飯塚市、直方市、春日。それからみやこ町。それから東峰村もありました。それで直方市に問い合わせ、教育委員会にですね。新成人主体の実行委員会を公募により組織し、企画段階から参画させており、募集要項及び公式サイトの内容を提示し、主体的運営を行っているとのことでした。みやこ町では、二十歳のつどい式典内で実施する、二十歳の主張の発表者を募集しているそうです。飯塚市教育委員会でも、先ほど言われたように、式典の内容、企画、司会、映像制作などを実行委員会が担っており、参加率の向上と式典の活性化につながっているというようなことを、言われていました。

それで、実行委員会方式の特徴及び意義についてですが、私は議員になって毎年来賓として出席させていただいています。いつも思うことは、芦屋町の行政主導型方式に対して、他市町村で行われているように、新成人主体の参加型の式典にすればいいのにな、といつも感じながら参列しておりました。

令和8年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

実行委員会方式では、単なる運営、手法の変更ではなく、若者の自主的参加を、制度的に保障する仕組みであると私は考えています。

教育長は、どのようにお考えでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

まず、二十歳のつどいなどの行事を実施する際には、実行委員会方式を導入して、いろんな市町がされているわけですが、特徴みたいなところを、ちょっとお話をさせていただいてもよろしいでしょうかね。

まず二十歳のつどいを実施する際の、実行委員会方式を導入する、その特徴としましては、今妹川議員がおっしゃったように、若者たち自身が、主体的に企画運営に関わるということで、二十歳を祝うための式典の内容やプログラム、記念品や催物などを自主的に考えて、参加者が自らの意思で運営に携わることで、一体感や連帯感が生まれ、地域への愛着が深まるということが期待されます。また、リーダーシップや協調性、コミュニケーション能力を育む機会にもなります。

このような、実行委員会方式を導入することの意義として考えられることですが、第1に、行政が若者の主体性を尊重する姿勢を表すことができる点が挙げられると思います。また、若者が自らの二十歳を祝うイベントを自分たちの手で運営することで、地域社会の一員としての自覚と責任が芽生え、成長を促すことができ、将来的に地域を支える人材となる基盤を築く。人材育成の場となる点もあろうかと思えます。

さらに、様々なバックグラウンドを持つ若者たちが集まり、協力し合ってイベントを作り上げることで、異なる価値観、地域社会の多様性を理解し、尊重する意識を高め、協調性や柔軟性を身につける場となる、そのような利点もあろうかと思えます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

私が考えているようなことをおっしゃって、ありがとうございます。

そのほかに、こういう実行委員会形式にしますと、企画部門を若者が担うことで、行政は調整支援に専念できるということも言われていますし、自分たちの式典という意識が生まれ、Uターン促進にも影響すると。町外に出ている成人が、Uターン促進。自分たちが認められていると。町から認められているということで、Uターン促進にもつながると。それともう1つは、若者同士の合意形成を育むために、式典中の混乱が減少するというとも言われています。

令和8年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

次にいきますが、今おっしゃったように、非常に意義あるものであると、実行委員会形式になればですね。そういう意味で、3の、今後の運営方針及び見通しについてですけれど。

今年度から、教育委員会主催方式に終止符を打って、成人による実行委員会方式に移行したらいかがかなと思うんです。二十歳の、芦屋町の二十歳を迎える成人の中には、児童会、それから生徒会、学生自治会の役員を経験した人もいるでしょう。実行委員会募集があれば、参加する人はいるんじゃないかなと。そして自身の存在感、社会貢献、仲間との出会いをより良いものにするために、積極的に参加してくれる成人がいると思います。

そのために、教育長をはじめ、教育委員会職員の英知を発揮し、成人者、世話人とともに、二十歳のつどいを成功してもらいたい。成人者の主体性と共同性を培えば、そんなに難しい取組ではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

実は芦屋町でも、令和4年4月の民法の改正により、成人年齢が18歳に引き下げられても、20歳を対象に行事を行うことを決めた際、従前の成人式から、二十歳のつどいに名称を変更することに併せ、実行委員会方式の導入を含め、式典内容などの検討を行うために、令和3年度に、令和4年、5年、6年度の、二十歳のつどい参加者対象の中から、無作為抽出の約200名の方にアンケートを実施いたしました。

このアンケートにおいて、実行委員として開催に関わったり、手伝ったりしてみたいですかとお尋ねしました。回答率は36%でしたが、この回答者の約93%が、そうは思わない、分からないでした。回答率も含め、この結果から、大多数が実行委員になることを負担に感じている、関心がないことが見てとられ、二十歳の当事者たちが望まない形であると判断し、実行委員会方式の導入を見送り、教育委員会の企画運営方式を現在継続することとした経緯があります。

先ほど実行委員会方式の意義について教育長が述べましたが、利点がある一方で、課題があると考えます。

課題の第1は、実行委員の選定です。実際に実行委員会方式を導入している自治体に聞きますと、毎回公募しても、委員が集まらないため、職員のお子さんなど知り合いに頼らざるを得ず、苦労していることや、中学校からの推薦を求めるが、学校が卒業生に断られるなど、人選に苦慮されていて、学校への負担も増えているとのことでした。

第2に、式典としての平準化、役割分担の難しさです。各年によって、企画内容など、取組方に差が生まれてしまうことがあり、参列者から指摘を受けた導入自治体もあると聞いております。

二十歳のつどいは、行政として二十歳の皆さんをお祝いする場であり、毎年同水準を保つ必要

令和8年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

があります。

実行委員の皆さんに担っていただく役割は、様々想定でき、また事前の準備段階において、行政担当者の時間や労力も今まで以上にかかることが予想されます。どこまで担っていただくのか、精査しなければなりません。

繰り返しますが、二十歳のつどいを実行委員会方式で行うことは、確かに利点がある一方で、課題もあることを考慮しなければなりません。十分な準備と適切な運営体制の確立が求められます。二十歳の当事者たちが、実行委員についてどのように考えているのか。芦屋町にとってどの方式がいいのか、どの形ならできるのか。しっかりと精査し、検討するため、導入自治体の状況などをさらに調査・検証し、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

先ほどのアンケートは、いつと言われましたかね。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

民法の改正に伴って、その前ですから、令和3年度に実施いたしました。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

それから4年、5年経った状況の中で、社会情勢は変わってるんですよ。そういう過去のね、アンケートを持ち出す必要はないと思いますし、今の発言というのは非常に、消極的というかな、後ろ向きな答弁でしたね。

この実行委員会形式でやることの意義は、目的、今教育長も言われたようにね、それだけ素晴らしいものがあるということの前提に立って、今後どうしていくかということ、前向きの姿勢でやっていただきたいと思うんですよ。今のような発言だったら永遠と、今のような、それこそ議員の皆さんも列席されますし、区長会の皆さんも、列席されますけれどね。やはり成人が主体となったものに、やっていくべきだと思うんですよ。そうしていただきたいと思う。そういう検討を、前向きに検討していただきたい。

それで私はね、なぜこの実行委員会形式を提案したのかといいますと、1つ目は、時代的要請に照らした、制度更新の必要性を感じるからですよ。毎年座っててね、本当に面白くもない。も

令和8年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

う少し、成人の皆さんがね、主体的にやるように、やればいいじゃありませんか。

それとね、2点目は、こういうものが届きました。二十歳のつどい参加者の保護者。芦屋町町議会議員妹川征男様と。これは全議員に配布されたようですが。この手紙の内容については、本年度の、二十歳のつどいについて、式典の在り方について、問題提起がなされていました。教育委員会と、この点については、その話について問うたところ、内容の多くは、事実と異なる点が見受けられますが、参加者や保護者の受け止めに、多様な声があることは事実です。こうした声に対して、当事者である新成人が、企画段階から参画する実行委員会方式をとれば、透明性の向上と納得できる有効な方策と考えたからです。

そして、今、先ほどの話の中で、完全施行というか、完全な施行をするためには、やはり制度導入に当っては、試行的実施を経ることが合理的なんです。すぐには、完成されたものはできません。これは、ほかの自治体でもそうです。

教育委員会主催のもとに、新成人実行委員会を設置した共催型の施行方式として実施し、制度検証の機会とすべきではないでしょうか。実施に当っては、公募開始時期、事務局体制、3番目に準備工程を示すことで、実施可能性の観点から再検討すべきです。

そして、もう今回は説明がありませんでしたが、町民会館が使用できないから、ということもあるでしょうが、総合体育館のサブアリーナでも、良いと思うんですよ。

つまり、準備期間の設計次第で、成功する可能性は十分にあります。教育委員会は、支援、調整機能に重点を置いて、新成人の創意と主体性を制度的に担保していけばいいんじゃないでしょうか。その効果としてね、参加率向上、行政効率化、透明性確保が保たれるということなんです。

再度尋ねますが、来年の1月、1月のね、10日かな。共催型施行方式による二十歳のつどいを、開催してはいかがでしょうか。若者の自主的参加を制度として保障することは、行事運営の問題ではなく、地域人材育成の一環です。芦屋町として令和8年度を、その制度導入の実証年と位置づけるべきではないでしょうか。芦屋町における、若者参画の制度化は、将来世代への責任であり、検討段階にとどめる理由は見当たりません。よって、来年の1月、いわゆる令和8年度、試行実施の年と位置づけるべきだと考えますが、教育委員会の明快な回答を望みたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

先ほど妹川議員の御指摘のとおり、いろいろな制度設計、この部分が必要だと思います。お祝い事でございますので、手紙の方にも御指摘があった、いろいろな課題等も解決していかなければなりません。

ですので、十分な時間と、十分な準備と、適切な運営体制の確立が、先ほども申しましたが、求

令和8年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

められると考えております。

芦屋町にとって、しっかりとそこを取り組んでいくためにも、いろいろな事例を調査・研究させていただいて、それから検討をさせていただきたいと考えます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

非常に残念です。もう少しね、日頃から教育委員会はアンテナを張ってね、そして、課長がどのような成人式、二十歳のつどいをやってるかということ、日頃からね、やっぱり身をもって考えていただきたいと思いますよ。

次に行きます。

件名2、国道495号線の冠水について。

昨年8月の豪雨により、国道495号線の一部が冠水し、車両の立ち往生が発生しました。はまゆう区から、同国道へ下りた左側が通行不能となり、右回りで山鹿重国の信号機から、県道水巻・芦屋線へ迂回しても、途中で通行止めになるなど、住民が町中心部へ移動できない状況が生じました。

また、国道沿いの田屋、汐入川沿いの正津ヶ浜地区の田畑も冠水し、数日間に渡り、滞水が続きました。当該事象は、住民の生命、財産及び地域交通の安全確保に直結する重大な問題です。

当該地域の排水は、大字山鹿2521番地の用水路を経て、汐入川へ流下する構造となっておりますが、排水能力の不足、土砂の堆積、河川水位の上昇など複合的要因が想定されます。

従って、次の事項について、町の見解を伺います。

1、車両の立ち往生及び田屋、正津ヶ浜地区の冠水状況に関する現状認識ですが、災害時における通行止め路線の箇所数及びその運用の実態はいかがでしたでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えいたします。

昨年8月9日土曜日の夜から、8月10日日曜日、午後5時過ぎぐらいまで、降り続けました、線状降水帯に伴います、記録的豪雨により、町道を所管します都市整備課としましては、町内各所で道路冠水による、通行止めの対策に迫られました。

道路冠水箇所としましては、国道495号、田屋交差点からはまゆう団地バス停付近、それから山鹿小学校周辺、プール側の町道。県道水巻・芦屋線、総合運動公園入口交差点付近、トライア

令和8年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

ルゴの周辺までですね。それから、ディスカウントストア、ドラッグコスモスから、北に伸びる町道。ボートレース芦屋外向発売所アシ夢テラスから、ボート場のタクシー専用乗り場にかけての町道。国道495号、大城交差点からボートレース芦屋競技棟にかけての町道で、大字芦屋1448、環境整備センター前の町道などが主な冠水箇所でございます。

特に、山鹿小学校プール側から正津ヶ浜公民館にかけての、田んぼが広がる地域一帯で、道路冠水いたしまして、これを進入禁止とするための通行止めを何か所も実施したところでございます。

また県道水巻・芦屋線におきましては、警察の方も出動いたしまして、道路冠水に伴います迂回対応に努められておりました。議員御指摘のとおり、はまゆう団地下の国道495号、ここで車両が3台ほど立ち往生してございましたので、このことから道路管理者である、県土整備事務所の方に連絡を入れております。

現状認識としましては、豪雨による冠水被害が、点ではなくて、面で一気に広がっていったことから、道路冠水が各所で同時多発的に発生いたしました。また当日が休日であったこともありまして、私ども限られた職員で対応するのに苦慮したところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

2番目に入りますけど、田屋、正津ヶ浜地区の農地冠水は、いや本当、汐入川と耕作地の境界を消滅させるほどに深刻であったと。実は、私はそこには行けませんで、後から行った話なんですけどね。そして稲作への影響を含めて、もう稲作もちょうど成長の時期で、稲穂が出て、その稲穂が見え隠れするような、もう何とというか、池というか、海のような状態だったんですよということをね。

これも町の方は、把握してると思うんですけども。被災農家への支援状況、被害状況。この辺について、どのように掴んでおられますでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

農業被害ということで、お尋ねということになります。

昨年8月の豪雨に伴う農業被害ですが、町内の農作物、また設備等の総被害額というものは、把握できておりません。聞き取りなどにより把握している内容としましては、令和7年8月6日からの、大雨及び台風対応産地緊急支援事業、こういった補助金があるんですけども、そちらの

令和8年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

申請にあたり、確認したところでございます。

申請は、4名。現在は、JA北九州が申請、主体となって補助金の申請を行っています。なおこの申請の補助は、3月に補助が確定して、交付決定される見込みで進めておりますが、実際の総額というのは、把握ができておりません。

特に、聞き取りをした内容でいきますと、田屋地区、芦屋も含まれますが、田屋地区の路地野菜、この辺りに大きな被害があったと伺っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

都市整備課の課長も言われたように、当該区域は小学校の通学路に指定されているところもありますね。それで、ガードレールが水没するほどであった。路面より70センチ、腰の、このところですよ。そして用水路が、1メートルほどありますから。だから、2メートル以上のところにあると。

もし、万が一、子どもがその通学道路で歩いてて、その日は、休みだったからよかったですけどね。児童の生命を脅かす、そういう状況、危険箇所であったということ。

それで、床上、床下浸水の罹災証明状況を含めて、何か所かあったようですけど。被災世帯の心理的苦痛に対して、そういう方に対して、町はどのように向き合ってこられましたか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

今回の冠水については、8月9日から10日にかけての、線状降水帯が3回も発生するという、極めて特異な気象条件のもとで生じたものでございまして、当然想定できるようなものでもございませんでした。

それで、床上浸水1件と床下浸水が数件あったということでした、写真等を見ると、確かに心が痛む思いでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

時間が差し迫ってきましたけれど、この写真を見ていただいて、タブレットですね。この左下、タブレットの場合は、3ですけれども。これは、はまゆう団地下の用水路です。2521番の用

令和8年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

水路。この用水路は本流である汐入川に流れていく中で、先日農林水産係の職員の皆さんと、それから農業者の方と、数人で散策いたしました。これ一番上の水路は広いんですけど、途中で、途中でボトルネック、いわゆる狭窄部、狭くなっているんですね。そして、中には水草、土砂が詰まっていると。これらが排水遅延の主因ではないかなと思うんです。

今後の浚渫計画及び構造的改善策を、どうするのかと思うんですけど、これちょっと時間がありませんので、時間があれば、後から問います。

それで、要旨の3です。

今回の、冠水の主因に関する原因分析の結果について、としています。過去、同僚議員から、数人の議員から類似指摘がありました。皆さん方も御存じだと思います。

私はその主因を、以下の3点に集約しています。1つ目は、維持管理の不全。用水路の浚渫不足による堆積物の放置ではないか。2、断面不足。用水路の拡幅、法面かさ上げの未実施。3、強制排水能力の限界。山鹿排水機場のポンプ能力不足と私は集約してみましたが、町はこの3点以外の阻害主因があるのかどうか。あるいは特筆すべき要因が存在するのか。そこについてお答えください。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

繰り返しの説明になるかもしれませんが、昨年8月の豪雨は、8月9日から10日にかけての線状降水帯が発生ということで、極めて特異な気象状況のもとで生じたものでございます。

昨年12月議会での一般質問の回答と重複しますが、具体的な数字で申しますと、航空自衛隊芦屋基地から提供を受けた観測データによりますと、9日から12日までの総降水量は524ミリでありまして、内訳は、9日が116.5ミリ、10日が289ミリ、11日が110.5ミリ、12日が8ミリでありました。

特に10日の289ミリは、同基地における観測史上最大の、1日あたりの降水量であったと報告を受けております。また10日の正午から13時までの、1時間雨量が60ミリ。17時から18時までの、1時間雨量が67ミリと、短時間に極めて激しい降雨が、継続したことが確認されております。

このような状況を踏まえますと、今回の冠水は、単一の要因によるものではなく、線状降水帯による記録的かつ集中的な降雨、急激な流入による用水路水位の急上昇、山鹿排水機場の排水能力を上回る流入量の発生など、複合的な要因が重なった結果であると認識しております。

原因究明については、今後は当該地域の地理的特性や、排水構造の脆弱性、記録的降雨時に顕在化する課題などを整理分析し、必要に応じて専門家やコンサルタントの知見を活用しながら、

令和8年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

科学的根拠に基づく検証を進めていかなければならないことだと、そういった必要性があると考えておるところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

線状降水帯で、異常な豪雨であったということはもう分かっていますよ。それを聞いているわけじゃない。そういう状況であってもね、今、過去に何人かの議員さんから指摘を受けた、それをまとめたところ、その3点がありますよと。その3点以外に何か、ほかにありませんかと聞いているわけ。だったらそれは、線状降水帯の豪雨だからというのを、分かったうえで聞いている。だから、ほかにありませんかと聞いているんですよ。だからここで、答えられなかったのかなあ。私の質問に対して、答えにはなっていない回答をされたとしか思えません。

次に行きます。

それで、要旨4、排水路の浚渫・改良及び国道495号線の排水改善等の、対策の具体的な内容並びに実施時期について。

大変な質問かも知れませんが、排水路の改良及び国道495号線の路面冠水防止に向けた短期的、中期的な整備計画並びに抜本的な浸水対策の具体的実施スケジュールについて、実施時期を明示されたい。

もうこれは、今年の線状降水帯の豪雨は、もう想定外ではありません。もう想定内ですよ。こういうことを考えたときに、今言った、そういう、短期的、中期的でもいいですから、整備計画を検討すべき時期にきてると思うんです。そういうものがあるならば、お答えください。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

水路の浚渫・改良及び国道495号線の排水改善の対策の具体的な内容、並びに実施時期についてということですが、国道495号線の水路は、農業用水路となっており、本来の役割がございしますが、降雨の際には、当該水路は、はまゆう団地下から正津ヶ浜を經由し、汐入川へ雨水を排出する経路となっているのも事実でございます。

昨年8月の豪雨により、用水路の浚渫・改良等、こちらについての御質問だと思いますが、現段階で具体的な改良等の計画はまだできておりません。前回の豪雨の教訓より、国道495号線の排水改善のみならず、被害のあった山鹿地区全体の状況を踏まえ、先ほど総務課長も申しましたけれども、検証等が必要だと思っておりますし、その分析を行い、排水改善などの効果的な対策を

令和8年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

検討していく必要があると思います。

その検討結果に基づき、国道495号線の用水路も必要に応じた改良・改善等の検討を進めていくべきだと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

長期的な、長い取組になると思いますけれど。山鹿地区、特にね、正津ヶ浜の方々の悲痛な声を聞いて、これはもう早急に取り組む必要があるなと思ってます。

それで、はまゆう地区の孤立時における住民支援等緊急対応についてですけど。これは、はまゆうの場合は、約60世帯が孤立した。これ、しましたけど、やはり床上、床下浸水に見舞われた正津ヶ浜地区において、発生時の情報伝達や物資支援、救助体制は適正に機能したのか。それが、救助体制まで至らなかったのか分かりませんが、今回の教訓を踏まえて、孤立化対策の強化方針を伺いたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

はまゆう区につきましては、ハザードマップ上、一部が浸水想定区域に含まれており、想定浸水深は50センチ未満とはされておりますが、地区の大部分は、高台に位置しております。しかしながら、地区の出入口が実質1か所であるために、接続道路が冠水した場合には、孤立が生じるおそれがあることは認識しております。

このため、町といたしましては、まず孤立状態に至らない段階で、適切な避難情報を発令し、住民の早期避難行動を促すことが、最も重要であると考えております。

なお、避難とは、必ずしも避難所への移動のみを意味するものではなく、難を避ける行動全般を指すものでありますので、激しい降雨時や夜間において、外出が危険と判断される場合には、自宅2階への垂直避難等の、自宅内での安全確保も、有効な避難行動となります。また、浸水や土砂災害の危険がない場合に、自宅待機が最も安全な場合もございます。

その上で、緊急時の対応といたしまして、消防団の機動的出動体制の確保、遠賀郡消防本部へのリエゾン派遣要請による救助即応体制の構築、通行止め情報等の迅速な情報発信などにより、住民支援体制を確保いたします。

さらに、仮に町単独での対応が困難な、そういったケースが生じた場合には、陸上自衛隊等の災害派遣について、自衛隊法第83条に基づき、県を通じて速やかに要請するなど、あらゆる公

令和8年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

的資源を活用し、住民の生命保護を最優先に、対応してまいりたいと思っております。

最も、公助による救助活動は、一定の時間を要しますので、皆様にも自助の観点から、備蓄に努めていただくなど、自助・共助・公助、全てにおいて重要になると考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

このタブレット、ないしは傍聴者の方、御覧になってください。これは地元の方から、大分水が引いた状態での写真と言われてました。これもうガードレールが、頭が少し見えますけれど、ガードレールが見えなかったというような写真です。床下浸水が6と、床上浸水1と。ここの家に行きました。もう怖くてたまらなかったというような悲痛な声。思い出すだけでも、もう怖いと。どンドン浸水してくるんじゃないかと思いつつ、家の中に閉じこもってた、ということでした。

それで要旨6、国土交通省山鹿排水機場の排水機能の現状について。

私は、町から要望書と回答書をいただきました。それで、山鹿排水機場の機能強化に向けた国、県への働きかけについて、町は令和元年度より、累次にわたり国に対し、ポンプ施設の更新、増強を要望しておられますが、町への回答は、予算の制約や、床上浸水の実績不足を理由とした、消極的なものにとどまっています。

こういう重要な書類を、写真も入って、シミュレーションのものもいただいて、じっくり読ませてもらいました。その中であって、私が思うには、なぜ町の要望書の中に、見た限りで言えば、被災者の悲痛な生の声が載ってないんですよね。現場の切迫感というか、そういうのが欠落していたのではないかと。

今後は、こういう声を入れて欲しいな。でないと国土交通省は、国は、県は、こんなのどこでもありますよというような形で回答してくるだろうと思います。ぜひ、今からでも遅くありません。これをもし、県や国に要望書を、陳情書を出すとするならば、生の声を、またその地域の方々が写真を撮ってると思うんですよ。そういうものを取り入れて欲しいなと思います。

それで、その後の前町長によると、国、県に対する協議以降、直近5年間での進捗と、昨年の災害実績を踏まえた、新たな陳情、要望の予定はあるのか、いつ行うのか。もう早くしないと、6月の梅雨入りが始まります。

その点、どう考えておられますでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えします。

まず、正式に要望書を波多野町長のときですが、令和2年に要望書を町から国交省の方に、上げております。それで文書による回答がなされたやつを、持たれているとおりです。

その後は毎年予算の説明に、遠賀川河川事務所長が町長のところにみえられまして、その折に、毎回町長の方から同様の内容、ポンプの能力増強、山鹿排水機場のポンプの能力増強について、要望を口頭ですが、毎年されておりました。

今後のことですが、今回の8月の豪雨の被害を受けまして、町長のマニフェスト等にも防災の強化がありますが、山鹿排水機場の能力向上もあります、それを受けまして、浮田課長と先月、遠賀川河川事務所長の方に訪ねて行ってまいりました。今度も被害に遭いましたので、要望したいと思っているという旨を伝えましたところ、今回の8月の豪雨被害、特に山鹿地区なんですけど、豪雨被害の検証、これをしっかりまずやっていただいて、その検証結果を基に、国、県、それから町の方で、何をどこまでできるのか、どういった対策をとったほうが有効であるのか、それをそれぞれ3者で協議しましょうと。まずは検証をしっかりしていただいて、その検証データを持ち寄って、それに基づいてしっかり話をしましょうと。要望は、その後ですね、することになるかと思います。まずは検証が必要だということです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

そういう災害の被害状況を、実態を把握して分析して、そしてどう対処するかという、今言われた検証ですね、それが大事だと思いますから、そういう方向にやっていただきたい。

また国、県に対してはね、科学的分析に基づいたデータと、被災実態をパッケージ化して、より説得力の高い、要望を行っていただきたいと思います。国、県に対してね。

それで、7番目に入りますが、住民の安全確保の観点から、抜本的対策の必要性について。

今は、地球沸騰化という時代です。防災の考え方の転換については、線状降水帯が常態化する中、これまでの想定では通用しません。

住民の安全を担保するためには、以下の3点をパッケージとした、抜本的対策が不可欠だと思います。まず1点目は、汐入川及び主要支線路の徹底した浚渫をやっていただきたい。2つ目、用水路の拡張、かさ上げによる貯留と流下能力の向上。非常に予算がかかりますけれど、生命、財産を守るためには、こういうこともお金を使っていただきたい。3番目、山鹿排水機場のポンプ増設による、強制排水機能の抜本的強化です。これはもう皆さん方も、皆、このことは考えておられると思います。

それで、これらに対する町長の決意ですが、町長もマニフェスト、それから所信表明において、山鹿地区の冠水対策を図るため、排水ポンプの能力向上を、県、国に働きかけると表明されていますね。また町長は長年、消防団員として現場の最前線で活動されておられました。山鹿地区の悲惨な状況を、誰よりも熟知されていたはずですが、この惨状を、想定外と一言で終わらせず、そう思っておられないと思うんですが、政治生命をかけて、国、県を動かしてほしい。

簡単でいいですので、ちょっとまたあと2つ3つありますので、簡略をお願いします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

今回の豪雨に関して、ちょうど、町長選、選挙前でありました。その状況も、私消防団として、どういったものかということ、目の当たりにしております。そうしたことから、当選、間もないまま、国の方に、口頭でありますけども、要望したところであります。

先ほど妹川議員おっしゃったように、長年波多野町長が、何度しても、なかなかできないことでもあります。やはりこの排水機場を、そしてそれにまつわる山鹿地区の冠水、そしてまた栗屋の方も、冠水しているんですね。こういった町全体をみなして、どうしたら、この防災対策の強化になるかということ、本当にひしひしと、私考えているところでありますけども。

ちょっと長くなりますけども、やはり政治とは、言葉がよく浮かぶんです。政治とは、情熱と判断をもって、硬い板を、指でグリグリと粘り強くこじ開けていく作業だと。マックス・ウェーバーの職業としての政治という中での著者でありますけれども、本当に今、その言葉がしみるわけでございます。

私もしっかりと、この山鹿排水機場の能力アップ、あるいは山鹿の地域の冠水対策、栗屋地区の冠水対策、それにおきましては、しっかりと、時間もかかります。粘り強く、改善、努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

私、今のような力強い決意発言に対して、前向きに私たちも、考えていく必要があるんですが、前町長も、そのような話の中で、議員の皆様方の御協力もいただきたいというような発言もあっておりますね。

それで、私は思うんですけれど、2点、提案したいと思います。これは執行部のみならず、これは議会とか、農業団体、そして区長会が一体となった、オール芦屋。オール芦屋での、要求行動を

展開する、そう考えておりますんで。

町として、その基盤構築に動く意思があられるかどうか。我々議会としても、やり方はいくつかあると思いますね。決議文とか意見書とか、そういう方法もあるでしょう。こういう、皆さんの生命、財産を守るというようなことを考えたときは、意見書とか決議文を出すという方法もあるでしょう。執行部は、執行部内です。そしてもう1つは、農業団体、区長会。そういうような方々にも、働きかければ、区長会の皆さんも喜んで賛同されていくだろうと思うんですけども。そのことについて、町として、引っ張っていってもらいたいと思います。

もう1つは、住民への説明責任です。今私が、ここの被害に遭ってる方々に、床下、床上の方、それからもう、床下浸水まで届いてるようなところまでいきましたらね、役場の職員の皆さんは、それなりに、電話連絡とか、来られた場合もあるんでしょうけど。やはりそれは、その方だけじゃなくて、多くの方が非常に心配されています。

そういう意味では、被災住民のほか、ほかの方も常に不安と背中合わせですよ。だから今後の対策方針については、正津ヶ浜区、特にね、正津ヶ浜区、田屋地区、粟屋もあるでしょうが、住民説明会、懇談会を開いて、直接対話を通じてね、安心感を提供すべきではないかと、それをつくづく思いました。

貝掛町長も、現場に赴いて解決していく、そういうようなお考えでしょうから、開催する予定を考えていただきたいと思うんです。

この2点について、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

まず1点目、議会、そしてまた農業団体、区長会、三位一体となって、そういった町全体として、陳情ということでもありますけども、これのやり方については、可能かどうか、検証といいますか、検討をしていきたいと思っております。

そしてこの被災に遭われた方、近隣の、例えば田屋地区とか、そういったことを、皆さんに安心を与えるために、こういった場合においては、住民説明会といいますのも、しっかり今後検証してまいるわけでございますので、何が原因で、どういったことが原因でこういう被害になるのか、どこが危ないのか、そういった検証は今後していきますので、そういった形の結果が出れば、そういった本当に被災されるような場所の方には、住民説明会といいますのを、していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

令和8年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

被災された方には、役場の職員の皆さんが対応されたと思うんですけど、それ以外の方々も、非常に心配されてますから、そういう懇談会なり説明会を、今後の状況なんかを説明されることで、生の声が聞けるんですね。生の声で聞こえた内容を、またそれが、その検証として、国、県に出す場合に、その要望書を出す際の資料にもなるんだろうと思っています。

もう1つね、聞きたいことがあったんですけど。災害対策基本法に基づく芦屋町防災会議には、町長の諮問に応じて、芦屋町の地域に関わる防災に関する重要事項を審議することと、明文化されてますが、昨年に限らず、そういう問題について審議したのか。町長は、芦屋町防災会議に諮問したのか、また審議したのか。それはもう該当しないのか。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

ちょっとそこ聞きたいです。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

終わりました。

○議長 辻本 一夫君

時間がきました。

○議員 10番 妹川 征男君

回答をお願いします。回答。時間がきたから、回答をお願いします。簡単に回答をいいんじゃないですか。時間内に終わりましたから。

○議長 辻本 一夫君

回答まで入れて時間です。

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。